

介護保険制度、支援費制度における契約制への移行について (制度改正による効果と懸念された課題への対応)

【制度改正後、指摘されている効果】

- ① 利用者本位のサービス
利用者の声が事業者へ直接届くようになるとともに、事業者はより利用者のニーズに配慮した事業展開を行うようになった。
- ② サービスの効率化
同じ条件の下で事業展開が行われること等により事業者にとって質の高いサービスを効率的に提供するインセンティブが働くようになった。
- ③ 事業運営の弾力化
使途が限定されていた措置費が使途自由の介護報酬等に変更されたことに伴い、借入金の返済、固定資産の減価償却分への対応や新たな事業展開のための資金としての活用が可能となった。
- ④ 供給量の増大
介護保険制度においては、保険制度となり財源が手当てされたこととも相まって、制度施行後、大幅な供給増がみられた。

【懸念された課題への対応】

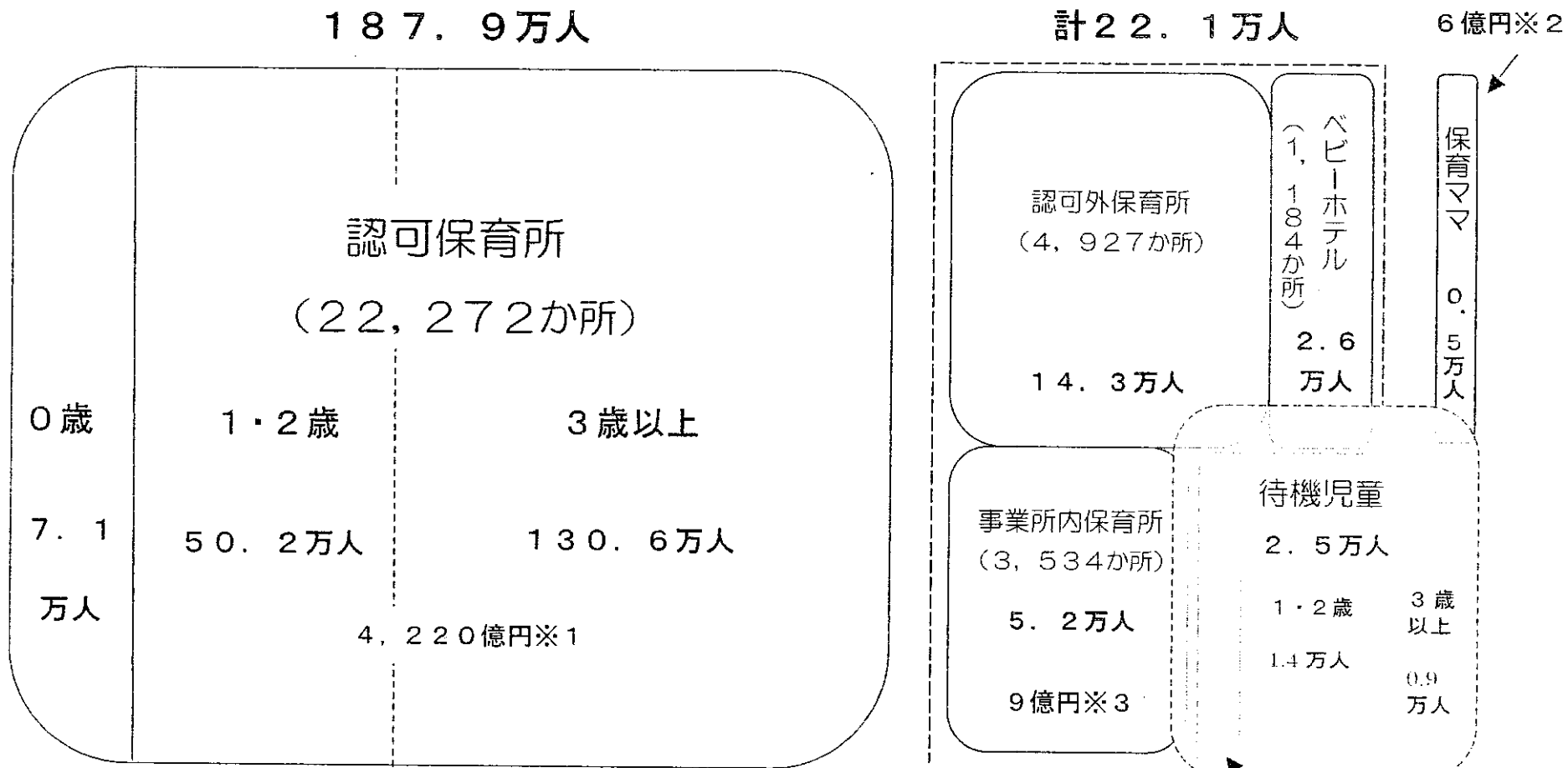
- サービスに対する自治体の関与が薄まることに対する懸念
→ 介護保険や支援費の自主的な利用が期待できない者に対する措置を始めとする各種支援措置を市町村の事務としたほか、成年後見制度等の権利擁護の仕組みにより対応。

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	9.0万円		4.3万円	3.7万円
} 保育単価 (月額)						
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円			
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円	
第4階層		64,000円未満	30,000円		27,000円 (保育単価限度)	
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円		41,500円 (保育単価限度)	
第6階層	160,000円以上 408,000円未満	61,000円		58,000円 (保育単価限度)		
第7階層	408,000円以上	80,000円 (保育単価限度)		77,000円 (保育単価限度)		

※ 保育単価は平成15年度の定員90人、丙地域区分

保育施設の状況（施設数・利用児童数）



※1 保育所運営費（平成15年度予算）

※2 家庭的保育事業（平成15年度予算）

※3 事業所内託児施設助成金（平成15年度予算）

※4 認可保育所、待機児童は平成14年4月現在。認可外保育所、ベビーホテル、事業所内保育所は平成14年3月末日現在。保育ママは平成11年4月現在。

認可外保育施設から認可保育所への移行

○規制緩和による保育所の認可状況について(カッコ内が認可外からの移行(内数))

規制緩和の内容	平成12年 (H12.3.30~H13.4.1)	平成13年 (H13.4.2~H14.4.1)	平成14年 (H14.4.2~H14.10.1)
①設置主体制限の撤廃	27 (15)	44 (31)	6 (3)
②最低定員の20人への引下げ	15 (9)	17 (10)	—
③賃貸方式の許容	40 (19)	89 (39)	21 (8)
①~③による認可状況(重複分除く)	50 (23)	99 (44)	20 (8)

○認可化移行促進事業の具体例(認可外保育施設における事業例)

○福岡市K保育所

- ・認可保育所において保育士・調理員の現地研修
- ・入所内定後に児童、職員の健康診断を実施
- ・消防設備の設置
- ・不足備品の購入 等

○沖縄県S保育園

- ・保育研修会への職員派遣
- ・調理員の認可保育所での現地研修
- ・保育室の拡張
- ・医務室の確保 等

※ 認可化移行促進事業: 良質な認可外保育施設の認可化について支援することにより保育サービスの供給増を図るため、認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な経費を助成するとともに認可に当たっての環境整備を行う事業。

認可保育所、東京都認証保育所、横浜保育室の比較

	認可保育所	東京都認証保育所		横浜保育室
		A型	B型	
定員	20名以上	20～120名	6～29名	20名以上
対象	就学前まで	就学前まで	2歳まで	助成対象は2歳まで
施設基準	乳・幼児室、遊戯室、調理室、 医務室等	基本的に同左		医務室は不要
	園庭3.3㎡以上(付近の公園可)	同左	—	園庭又は付近の公園
	0、1歳は3.3㎡以上	0、1歳は3.3㎡以上	0、1歳は2.5㎡以上	0、1歳は2.475㎡以上
入所	保護者と市町村の契約	保護者と施設の契約		保護者と施設の契約
職員	0歳3:1、1・2歳6:1 3歳20:1、4歳～30:1	基本的に同左		3歳未満児概ね4:1。3歳以上は国基準と同様
開所時間	11時間(それ以上は延長保育により対応)	13時間以上		11時間以上
保育料	国の徴収基準額表を上限に市町村が設定(年齢に応じた費用を基に家計に与える影響を考慮)	国の徴収基準額表を上限に自由設定		月額58,100円を上限に自由設定

公立保育所と私立保育所の比較

(内閣府「保育サービス価格に関する研究会」報告書より)

	公立保育所	私立保育所
(1) 構造的指標		
・ 常勤比率	×	○
・ 経験年数	○	×
・ 児童一人当たり乳児室面積	○	×
・ 屋外遊技場面積	○	×
(2) 発達心理学的指標		
・ リズム体操の実施	○	×
・ 園児の日々の管理記録の実施	△	△
・ 嘱託医以外の提携医を持っている	×	○
(3) 父母の利便性		
・ 営業時間の長さ	×	○
・ 延長保育の時間の長さ	×	○
・ 病後児保育の有無	×	○
・ 保護者からの苦情処理窓口の設置	×	○
(4) その他のサービス		
・ 障害児保育の有無	○	×
・ 緊急・一時保育の有無	×	○
・ 休日に園庭を地域住民などに開放している	×	○

※ 「○」は「×」に対して、統計上、有意に上回っていることを示し、「△」は有意な違いがないことを示す。

保育士の平均月給	301,723円	213,950円
保育士の平均年齢	37.0歳	31.4歳

(参考) 保育所の数: 公立12,437カ所、私立9,835カ所(平成14年4月1日現在、厚生労働省調べ)

特別保育の取組み状況

(平成14年度)

	延長保育	休日保育	夜間保育	一時保育	地域子育て支援 センター事業
公営	15.2%	0.1%	0.0%	6.0%	4.9%
民営	32.4%	1.4%	0.2%	12.7%	4.9%

注1) 数値は保育所数(22, 272ヶ所(H14.4.1))に対する実施率

注2) 実施状況は、平成14年度交付決定ベース

認可保育所の公営・私営別割合の推移

○施設数

(%)

昭和45年	62.6	37.4
50年	63.1	36.9
55年	61.2	38.8
60年	59.4	40.6
平成元年	59	41
5年	58.8	41.2
10年	58	42
11年	57.8	42.2
12年	57.3	42.7
13年	56.7	43.3
14年	55.8	44.2

□公営 □私営

○入所児童数

(%)

昭和45年	61.3	38.7
50年	62.5	37.5
55年	59.8	40.2
60年	56.9	43.1
平成元年	55.9	44.1
5年	55	45
10年	53.8	46.2
11年	53.3	46.7
12年	52.9	47.1
13年	52.2	47.8
14年	51.5	48.5

□公営 □私営

資料：厚生労働省報告例（各年4月1日現在。ただし、平成14年については月報4月1日現在）

公立保育所の民間移管の具体的事例

○ 愛知県瀬戸市

小規模保育所の運営効率化、低年齢児の保育ニーズに対応することを目的として、平成14年度、公立保育所（3か所）の運営業務を民間に委託（平成15年4月開始）。

職員については、①民間保育所では経営上実施が期待できない障害児保育の充実、②児童館、③アルバイト職員の多い他の公立保育所に正規職員として配置する等により活用。

○ 東京都町田市

地域における子育て支援ネットワークの構築に必要な専門的な人材（保育士）を確保するため、平成14年度、公立保育所（1か所）の運営業務を民間に委託（平成15年4月開始）。

地域子育て支援センター（7か所）、子ども家庭支援センター（1か所、都事業）に人員を配置し、保育所間の横のつながりの強化、虐待等の要保護児童対策と保育所との協力体制の構築等を図っている。

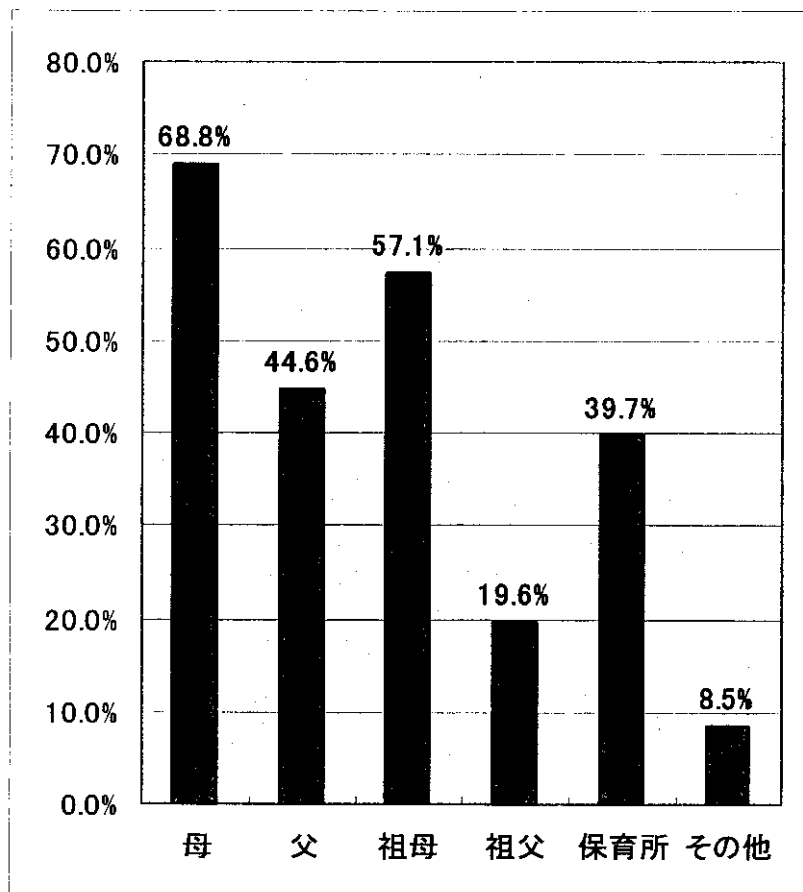
○ 神奈川県相模原市

待機児童の増加への対応や一般家庭に対する子育て支援の充実を図る観点から、平成15、16年度において、公立保育所（1か所ずつ）の民営化を実施する予定。

職員については、①公立保育所における乳児保育、一時保育、地域子育て支援センター等の特別保育の充実、②福祉事務所の保育所入所に係るケースワーカー、③保育所と保健所の連携による虐待防止対策に活用等を検討している。

0歳児の育児の状況

【6か月児の主な保育者(母親が常勤の場合)】

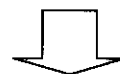


※複数回答

(出典)第1回21世紀出生児縦断調査(平成13年度)

【育児休業取得期間の分布】

3ヶ月未満	3~6ヶ月未満	6~8ヶ月未満
11.0%	17.2%	10.0%
8~10ヶ月未満	10~12ヶ月未満	12ヶ月以上
15.8%	29.6%	16.4%



※30人以上事業所の場合

平均取得期間: 7.6ヶ月(1年未満の取得者の平均)

【北欧諸国における保育の利用状況】

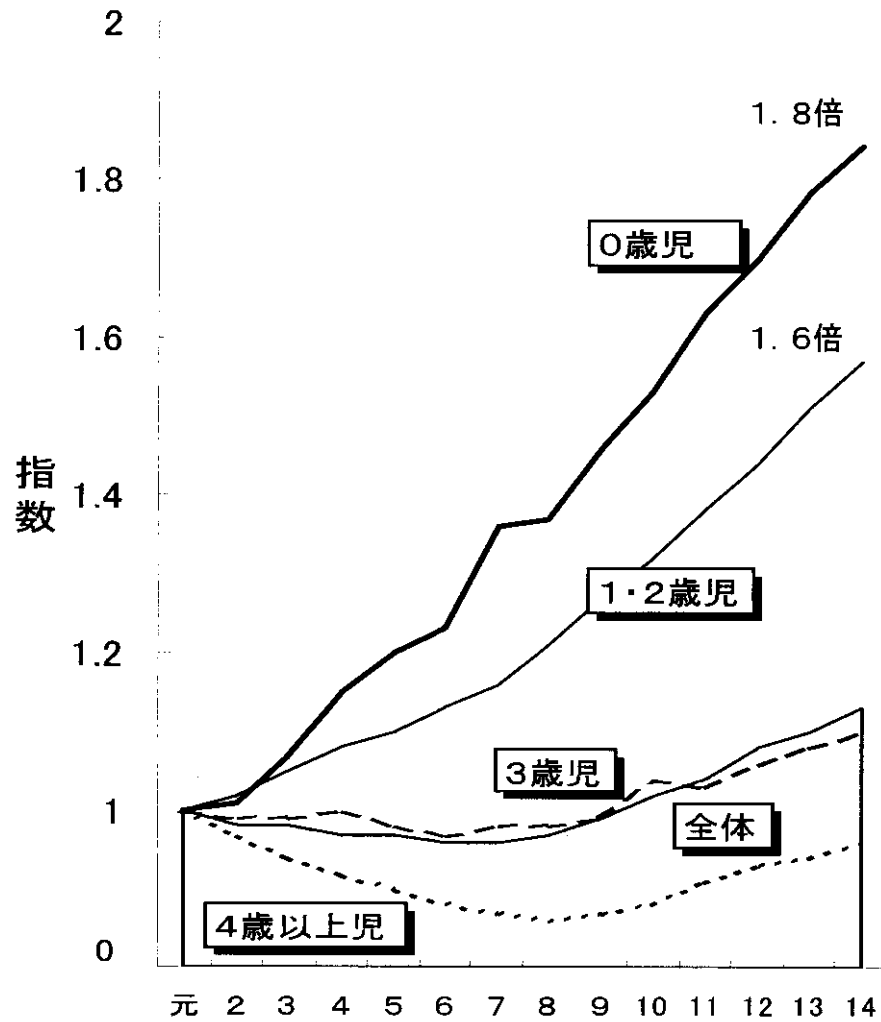
(単位: %)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
ノルウェー	3	31	49	68	74	77
スウェーデン	0.1	43	78	81	86	89
(参考) 日本	6	18	25	36 (33)	37 (58)	

※ノルウェー97年、スウェーデン00年、日本02年度

※日本の()は幼稚園

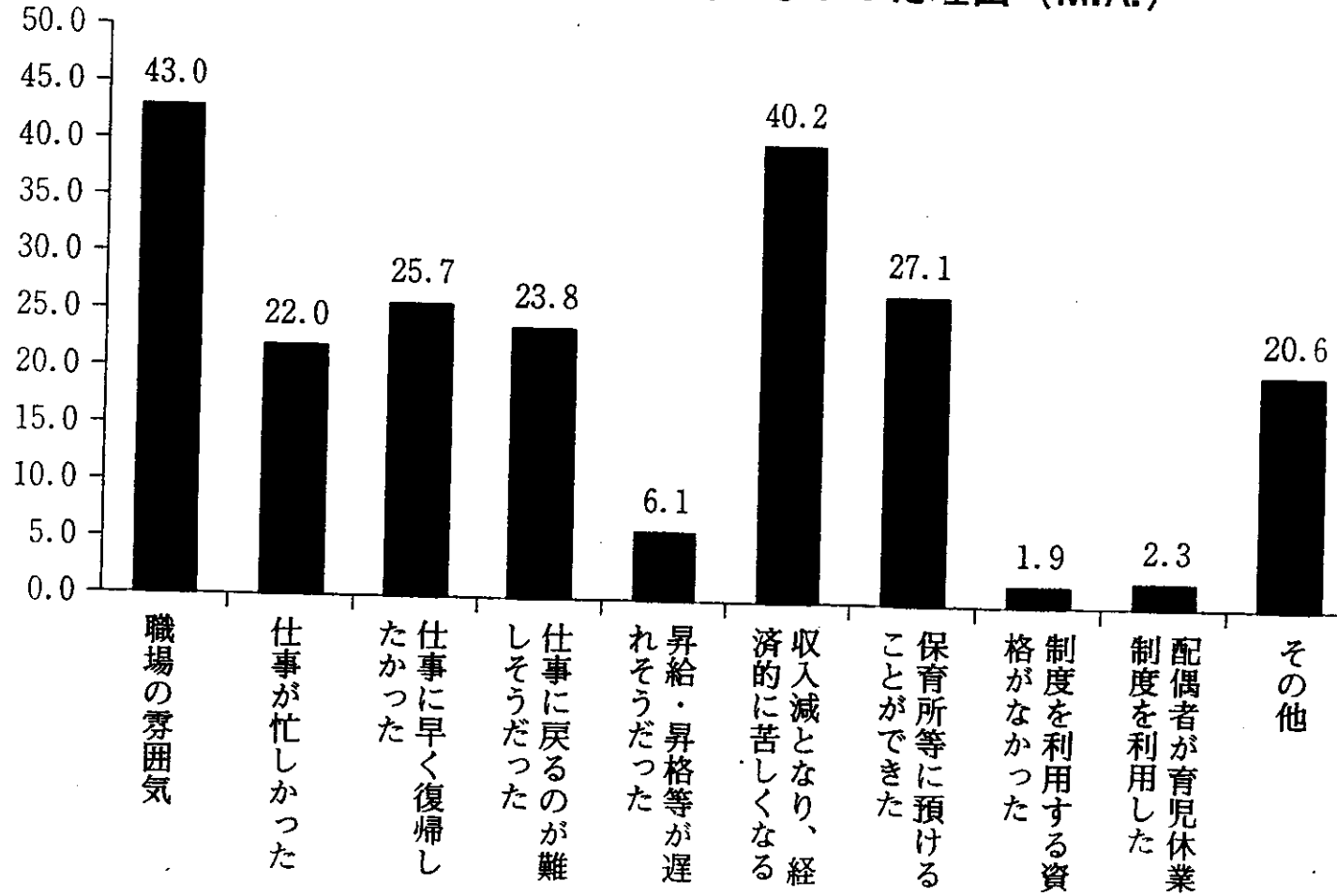
ゼロ歳児保育の状況



	人数	保育単価 (月額)	予算額 (国+自治体)
0歳	71千人 (3.8%)	15.1万円	1,800億円 (21.4%)
1歳	210千人 (11.2%)	9.0万円	3,800億円 (45.3%)
2歳	292千人 (15.5%)		
3歳	426千人 (22.7%)	4.3万円	2,800億円 (33.3%)
4歳~	880千人 (46.8%)	3.7万円	
計	1,879千人 (100.0%)	—	8,400億円 (100.0%)

(注) 保育単価は平成15年度の定員90人、丙地域区分

育児休業制度を利用しなかった理由 (M.A.)



育児休業とゼロ歳児保育の関係

7. 6か月 → 12か月

【育児休業】
平均取得期間: 7. 6か月
取得率: 57. 9%
(※女性の場合)

取得期間の伸長

57. 9%

80%

取得率の上昇

【ゼロ歳児保育】
11. 5万人
1, 800億円(うち国費900億円)
(※平成15年度予算)